

建設発生土受入申請書

令和 年 月 日

広島市長様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者氏名 :

) ※

(連絡先 (電話番号)

)

このことについて、次のとおり建設発生土の受入れを申請します。

1. 事業名・施設名	
2. 事業内容	建設発生土の再資源化
3. 受入場所	県 市 町 番 外 筆 (別紙として地番一覧添付のこと)
4. 施設の概要	別紙のとおり
5. 受入条件	別紙のとおり
6. 添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 位置図 (S:1/10,000~50,000程度) <input type="checkbox"/> (2) 平面図 (S:1/500~1,000程度) <input type="checkbox"/> (3) 地番図・土地の権利関係書類 <input type="checkbox"/> (4) 再資源化のフロー図 <input type="checkbox"/> (5) 再資源化プラントの構造図 <input type="checkbox"/> (6) 施設の現況写真 <input type="checkbox"/> (7) 関係法令の許可等の写し <input type="checkbox"/> (8) 再生砂の試験成績表の写し <input type="checkbox"/> (9) 建設発生土受入れ・販売等実績報告書(様式第2号) <input type="checkbox"/> (10) 誓約書(様式第3号) <input type="checkbox"/> (11) その他 ()

※ 担当者の社員証の写し又は名刺等、貴社との雇用関係が確認できるものを添付してください。

1 施設の概要

(1) 連絡先（窓口）

住 所 :

T E L :

F A X :

担当者 :

(2) 受入場所

住 所 :

T E L :

F A X :

担当者 :

(3) 面積等

施設全体敷地面積 : m²

受入土砂の仮置場面積 : m²

受入土砂の仮置場容量 : m³

再生砂の仮置場面積 : m²

再生砂の仮置場容量 : m³

その他製品の仮置場面積 : m²

その他製品の仮置場容量 : m³

(4) 処理方法（方式）

水洗式（必須）

振り分け

改良処理（例 石灰系固化材処理, セメント系固化材処理など）

破碎施設の有無 有 なし

(5) 処理能力

日当たり処理能力 m³／日 (日当たり稼働時間 h)

年当たり処理能力 m³／年 (年当たり稼働日数 日)

2 建設発生土受入条件

(1) 受入基準

(受入基準記載例)

- ①産業廃棄物が含まれていないこと。
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める有害物質が含まれていないこと。
- ③シルト分、粘土 及び 水分が多量に含まれていないこと。
- ④樹木の根、その他これに類する異物が含まれていないこと。
- ⑤人頭大（おおむね 30cm）以上の石が含まれていないこと。
- ⑥悪臭を放たないこと。
- ⑦その他土質等受入側の条件を満たすものであること。

(2) 受入時間 : 月曜日～金曜日 時 分～ 時 分
土曜日 時 分～ 時 分
日曜日 時 分～ 時 分
祝日 時 分～ 時 分
上記外でも、協議により受入可能な場合あり
その他の条件 ()

(3) 受入搬入車種 : t 車 ~ t 車

(4) 受け渡しの管理・履行確認 : 受入伝票（1台毎の受入れ数量等が確認できるもの）又は
産業廃棄物管理票（マニフェスト）を代用して行う。

(5) 残さ処理の方法（残さ汚泥、分別後の異物等の処理方法）

【申請に当たっての留意事項】

(技術管理課)

次のことを承知の上、申請してください。

- ・ この申請により、広島市及び関係団体との契約の申込みを意味するものではありません。
- ・ この申請により、広島市及び関係団体が、広島市及び関係団体発注の建設工事からの建設発生土の搬出を保証するものではありません。
- ・ この申請により、広島市及び関係団体が、何らの法律的・技術的な認証を行うものではありません。
- ・ この書類に示された受入場所以外で、広島市及び関係団体発注の建設工事からの建設発生土の受入れを行うことはできません。
- ・ 添付書類については、必要に応じて追加を求める場合があります。

【添付書類作成上の注意事項】

次のことに注意して、作成してください。

- ・ (2) 平面図について :

次のものの配置を記載する。

- ・ 機械（プラント）
- ・ 受入土砂仮置場
- ・ 再生砂仮置場
- ・ その他製品仮置場
- ・ 場内通路（公道からの進入経路等）
- ・ 管理事務所
- ・ タイヤ清浄設備

- ・ (3) 地番図・土地の権利関係書類について :

土地等の利用に係る権利を確認するため、次のものを添付する。

自社用地の場合： 公図 及び 登記簿の写し

借地の場合： 公図 及び 借地用途が明記された契約書の写し

自社用地以外を通行する場合： 通行の同意に係る書類の写し

※その他の書類により、土地等の利用に係る権利が確認できる場合は、省略できる。

- ・ (4) (5) (6)について :

フローに従い、共通の通し番号等を付けることにより、図面及び写真が対照できるよう、分かりやすく整理する。

- ・ (5) 再資源化プラント構造図について :

設備の概要が分かるものを添付する。

・ (6) 写真について :

写真は、次のものを添付する。

- ・施設の全体写真
- ・施設の詳細写真（処理機械別、材料試験室など）
- ・受入土砂の仮置き状況写真
- ・受入土砂の処理状況写真
- ・再生砂の仮置き状況写真
- ・その他製品（改良土）などの仮置き状況写真
- ・防災施設、環境対策施設
- ・その他必要と思われるもの

・ (7) 関係法令等の許可等の写しについて :

許可、届出、同意書等の写しを添付する。

関係法令等とは、当該事業を行うために遵守が必要となるものを指す。以下は例である。

(公害防止に係るもの)

- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(造成、開発等に係るもの)

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・森林法
- ・採石法
- ・広島県土砂の適正処理に関する条例
- ・広島市土砂堆積等規制条例
- ・ストックヤード運営事業者登録規定

・ (8) 再生砂の試験表の写しについて :

再資源化施設で製造される「再生砂」について、次のことを確認します。

①細粒分（ 75μ 未満）が15%未満であること。

②粗粒分（ 75μ 以上）のうち、砂分（ 75μ ～2mm）がほとんどであること。

このため、粒度試験により、粒度分布を求める資料（粒度分布図等）を提出してください。

粒度試験は、JIS A 1204「土の粒度試験方法」の規定に従って行うことを基本としますが、上記の事項を確認できる場合は、この限りではありません。

また、粒度試験の実施機関は、公的試験機関に限定するものではありません。（自社以外）

・ (11) その他

その他、設置する機械、会社案内等のパンフレットなど、補足説明資料があれば、添付する。

(以上)